

島根県立大学・島根県立大学短期大学部研究データポリシー

令和7年5月28日

学長決定

（目的）

- 1 島根県立大学・島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「島根県立大学（島根県立大学短期大学部）における研究活動行動規範」において、「（研究者は）研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底」することを定めており、本ポリシーは、本学における研究データの適切な管理、公開及び利活用に関する基本方針を示すものである。

（研究データの定義）

- 2 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報をいう。

（研究者の定義）

- 3 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員、客員研究員など、本学における研究に携わる全ての者をいう。

（原則）

- 4 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

（研究データの管理）

- 5 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データを管理しなければならない。

（研究データの公開）

- 6 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、合理的な理由により公開及び利活用の範囲を設定する。

（大学の責務）

- 7 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

（その他）

- 8 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。